

電磁的方法による書面の交付に関する同意事項

東京ガスリース株式会社(以下「弊社」といいます。)が、お客さまに対して、割賦販売法に基づいて行う書面の交付に代えて、以下のとおり当該書面に記載すべき事項を割賦販売法、同法に関する施行令および施行規則に定める電磁的方法による交付(以下「電磁的交付」といいます。)を行うことについてお客さまは承諾するものとします。

第1条(電磁的交付となる書面の種類)

弊社は、お客さまと契約を締結するにあたっては、次の各号に掲げる書面を電磁的交付の方法によりご提供いたします。

- (1)個人情報取扱規程
- (2)クレジット契約約款
- (3)電磁的方法による書面の交付に関する同意事項
- (4)お申込に関する注意事項
- (5)クレジット契約書お客さま控

第2条(電磁的交付の方法)

電磁的方法を用いた対象書面の以下方法のいずれかにより提供するものとします。

- (1)弊社所定の Web サイトに備えられたお客さまファイルを利用する方法

弊社所定の Web サイトに、お客さま専用ページ(パスワードによる認証が必要なマイページ)を設け、そのお客さまのマイページに書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法。

- (2)弊社所定の Web サイトからダウンロードする方法

弊社所定の Web サイトにおいて書面の記載事項をお客さまの閲覧に供し、お客さまの使用に係る電子計算機(パソコン、携帯電話等)に備えられたファイルに当該記載事項をダウンロードして記録する方法

- (3)電子メールを利用する方法

弊社が電子メールを利用して、お客さまの使用に係る電子計算機(パソコン、携帯電話等)に書面の記載事項を送信し、お客さまが自己の電子計算機(パソコン、携帯電話等)に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

第3条(電磁的交付の方式)

電磁的交付を受けるためには、弊社が推奨するインターネットブラウザソフトおよび PDF ファイル閲覧用ソフトを必要とします。弊社が推奨する上記のソフトについては弊社 Web 申込サービスのログイン画面「動作推奨環境」に記載しております。推奨ソフト名およびそのバージョンについては、下記 URL をご参照ください。

動作推奨環境:<https://bb.tokyogas-lease.trinos.jp/webcredit/>

第4条(免責事項)

弊社は、お客さまが電磁的交付を承諾された後であっても、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、あるいは弊社が必要と判断した場合には、弊社は電磁的交付ではなく、既に電磁的交付された書面も含めて紙媒体による書面の交付等を行う場合があります。

弊社は、次の各号に掲げる事項により生じるお客さまの損害については、一切の責を負わないものとします。

- (1)通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害・瑕疵ならびにこれらに関連した情報システム等の障害・瑕疵等により電磁的交付等が利用できないことにより生じた損害
- (2)天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他弊社の責に帰することがない事由対象により電磁的交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

以上

2018年12月1日 制定
東京ガスリース株式会社